

さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 30日

さいたま市長

清水 久人

## さいたま市規則第92号

### さいたま市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

さいたま市児童福祉法施行細則（平成15年さいたま市規則第106号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>目次</p> <p>第1章～第8章　〔略〕</p> <p><u>第9章　一時保護委託者の登録等（第21条の2</u><br/><u>―第21条の4）</u></p> <p><u>第10章</u>　〔略〕</p> <p><u>第11章</u>　〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（児童養護施設等への入所措置等の決定の通知）</p> <p>第13条　〔略〕</p> <p>2　児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項の規定により一時保護をしたときは<u>一時保護通知書（様式第24号）により、同条第21項又は第22項の規定により緊急一時保護委託をしたときは緊急一時保護委託通知書（様式第24号の2）により保護者に通知しなければならない。</u>ただし、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>（入所措置等の解除等の通知）</p> <p>第15条　〔略〕</p> <p>2　児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項に規定する一時保護を解除したときは<u>一時保護解除通知書（様式第31号）により、同条第21項又は22項に規定する緊急一時保護委託を解除したときは緊急一時保護委託解除通知書（様式第31号の2）により保護者に通知するものとする。</u>ただし、本人が18歳以上</p> | <p>目次</p> <p>第1章～第8章　〔略〕</p> <p><u>第9章</u>　〔略〕</p> <p><u>第10章</u>　〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（児童養護施設等への入所措置等の決定の通知）</p> <p>第13条　〔略〕</p> <p>2　児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項の規定により一時保護をしたときは、<u>一時保護通知書（様式第24号）により保護者に通知しなければならない。</u>ただし、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。</p> <p>3　〔略〕</p> <p>（入所措置等の解除等の通知）</p> <p>第15条　〔略〕</p> <p>2　児童相談所長は、法第33条第1項、第2項、第19項又は第20項に規定する一時保護を解除したときは、<u>一時保護解除通知書（様式第31号）により保護者に通知するものとする。</u>ただし、本人が18歳以上である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。</p> |

である場合又は保護者が不存在の場合は、本人に通知するものとする。

## 第9章 一時保護委託者の登録等

### (一時保護委託者の登録)

第21条の2 法第34条の22第1項の申請書は、一時保護委託者登録申請書（様式第37号の2）とする。

2 市長は、法第34条の22第2項の規定による登録をしたときは一時保護委託者登録通知書（様式第37号の3）により、登録をしないときは一時保護委託者登録申請却下通知書（様式第37号の4）により申請者に通知するものとする。

### (登録一時保護委託者の登録事項の変更)

第21条の3 法第34条の23の規定による登録一時保護委託者の変更の届出は、登録一時保護委託者登録変更届出書（様式第37号の5）により行うものとする。

2 市長は、前項の届出により登録一時保護委託者登録簿の登録内容を変更したときは、変更した内容について、登録一時保護委託者登録事項変更通知書（様式第37号の6）により登録一時保護委託者に通知するものとする。

### (登録一時保護委託者の取消し等)

第21条の4 市長は、法第34条の25第4項又は第5項の規定による登録一時保護委託者の登録の取消しをしたときは、登録一時保護委託者登録取消通知書（様式第37号の7）により通知するものとする。

2 省令第36条の51の規定による消除の申出は、登録一時保護委託者登録消除申請書（様式第37号の8）により行うものとする。

3 市長は、前項の申出により登録一時保護委託者の登録を消除したときは、登録一時保護委託者登録消除通知書（様式第37号の9）により通知するものとする。

## 第10章 [略]

## 第11章 [略]

様式第24号（第13条関係）  
一時保護通知書

[略]

児童福祉法第33条第 項の規定により、一時保

## 第9章 [略]

## 第10章 [略]

様式第24号（第13条関係）  
一時保護通知書

[略]

児童福祉法第 条の規定により、一時保護を開始

護を開始したので通知します。

[略]

[略]

したので通知します。

[略]

[略]

様式第 2 4 号の次に次の 1 様式を加える。

緊急一時保護委託通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市 児童相談所長



児童福祉法第 3 3 条第 項の規定により、緊急一時保護委託しましたので通知します。

|                         |       |          |  |
|-------------------------|-------|----------|--|
| 児 童 氏 名                 |       | 年 月 日生 歳 |  |
| 児 童 住 所                 |       |          |  |
| 保 護 者 氏 名               |       | 続柄       |  |
| 一 時 保 護 開 始 日           | 年 月 日 |          |  |
| 一 時 保 護 の 場 所           |       |          |  |
| 一 時 保 護 を 開 始<br>する 理 由 |       |          |  |

注

(教示)

- この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3 箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、裁決の日から起算して 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後                                                                                                              | 改正前                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 様式第 3 1 号（第 1 5 条関係）<br>一時保護解除通知書<br><br>[略]<br>児童福祉法第 3 3 条第 項の規定により、一時保護を解除したので通知します。<br><div>[略]</div><br>[略] | 様式第 3 1 号（第 1 5 条関係）<br>一時保護解除通知書<br><br>[略]<br>児童福祉法第 条の規定により、一時保護を解除したので通知します。<br><div>[略]</div><br>[略] |

様式第 3 1 号の次に次の 1 様式を加える。

緊急一時保護委託解除通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市 児童相談所長 印

児童福祉法第33条第 項に規定する、緊急一時保護委託を解除したので通知します。

|               |       |          |  |
|---------------|-------|----------|--|
| 児 童 氏 名       |       | 年 月 日生 歳 |  |
| 児 童 住 所       |       |          |  |
| 保 護 者 氏 名     |       | 続柄       |  |
| 一 時 保 護 開 始 日 | 年 月 日 |          |  |
| 一 時 保 護 解 除 日 | 年 月 日 |          |  |
| 一 時 保 護 の 場 所 |       |          |  |
| 備 考           |       |          |  |

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 7 号の次に次の 8 様式を加える。

一時保護委託者登録申請書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（申請者：個人の場合）

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
| 住 所 |  |

（申請者：法人の場合）

|                  |  |
|------------------|--|
| 法 人 名 称          |  |
| 代 表 者 氏 名        |  |
| 主たる事務所の<br>所 在 地 |  |

一時保護委託者の登録について、児童福祉法第34条の2第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 一時保護を行う施設

|         |  |
|---------|--|
| 名 称     |  |
| 所 在 地   |  |
| 電 話 番 号 |  |
| メールアドレス |  |

2 職員の定数及び職務の内容

| 職名 | 定数 | 職務の内容 |
|----|----|-------|
|    |    |       |
|    |    |       |
|    |    |       |
|    |    |       |

3 主な職員の氏名及び経歴

| 職名 | 氏名 | 経歴 |
|----|----|----|
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |

様式第37号の2（第21条の2関係）

4 登録希望日

年 月 日

5 添付資料

- (1) 申請者が法人の場合は、定款その他の基本約款
- (2) 申請者が個人の場合は、戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）・住民票の写し
- (3) 一時保護を行う施設の主な職員の履歴書
- (4) 一時保護を行う施設の平面図
- (5) 一時保護委託者の登録等に関する基準で定める要件に適合していることを証する書類

一時保護委託者登録通知書

第 年 月 日 号

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のあった一時保護委託者の登録については、児童福祉法第34条の2第5項の規定により、下記の事項について、登録一時保護委託者登録簿に登録しましたので、通知します。

記

1 一時保護登録委託者名等

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 登録一時保護委託者 | 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 登 録 番 号   |                                         |
| 登 録 年 月 日 | 年 月 日                                   |

2 一時保護を行う施設

|         |  |
|---------|--|
| 名 称     |  |
| 所 在 地   |  |
| 電 話 番 号 |  |
| メールアドレス |  |

3 職員の定数及び職務の内容

| 職名 | 定数 | 職務の内容 |
|----|----|-------|
|    |    |       |
|    |    |       |
|    |    |       |
|    |    |       |

4 主な職員の氏名及び経歴

| 職名 | 氏名 | 経歴 |
|----|----|----|
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |
|    |    |    |

※ 上記登録事項を変更する場合は、その2週間前までに、「登録一時保護委託者登録事項変更届出書」（様式第37号の6）により届け出を行ってください。

一時保護委託者登録申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のあった一時保護委託者の登録については、審査の結果、次の理由により却下しましたので通知します。

理 由

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 37 号の 5（第 21 条の 3 関係）

登録一時保護委託者登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）さいたま市長

（申請者：個人の場合）

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
| 住 所 |  |

（申請者：法人の場合）

|                  |  |
|------------------|--|
| 法 人 名 称          |  |
| 代 表 者 氏 名        |  |
| 主たる事務所の<br>所 在 地 |  |

登録一時保護委託者登録簿に登録された事項について、変更が生じたため、児童福祉法第 34 条の 23 の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 変更年月日  
年 月 日

2 変更する施設の名称

3 変更の内容

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
|         |       |       |

4 変更の理由

注 1 法人である登録一時保護委託者の登録事項に変更があった場合は、変更後の定款をその他基本約款を添付すること。

注 2 一時保護を行う施設の構造上の変更があった場合は、当該施設の平面図も添付すること。

注 3 一時保護施を行う施設の主な職員（責任者）に変更があった場合は、当該職員の履歴書を添付すること。

注 4 法人である登録一時保護委託者の法人代表者又は一時保護委託を行う施設の主な職員に変更があった場合は、「一時保護委託者の登録等に関する基準で定める要件に適合していることを証する書類」を改めて作成のうえ、添付すること。

登録一時保護委託者登録事項変更通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長

年 月 日付けで申請のあった登録一時保護委託者の登録事項の変更に  
ついては、下記のとおり登録内容を変更しましたので、通知します。

記

1 変更した施設

2 変更内容

| 変 更 事 項 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|---------|-------|-------|
|         |       |       |

様式第37号の7（第21条の4関係）

登録一時保護委託者登録取消通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長

児童福祉法第34条の2第4項又は第5項の規定により、 年 月 日付けで、  
登録一時保護委託者としての登録を下記のとおり取り消したので通知します。

記

|             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| 1 登録取消年月日   | 年 月 日                                   |
| 2 登録一時保護委託者 | 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 3 取消理由      |                                         |

（教示）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内にさいたま市長に対して審査請求をすることができます。なお、3箇月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内にさいたま市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。なお、6箇月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

登録一時保護委託者登録消除申請書

年 月 日

(宛先) さいたま市長

(申請者：個人の場合)

|     |  |
|-----|--|
| 氏 名 |  |
| 住 所 |  |

(申請者：法人の場合)

|                  |  |
|------------------|--|
| 法 人 名 称          |  |
| 代 表 者 氏 名        |  |
| 主たる事務所の<br>所 在 地 |  |

登録一時保護委託者の登録を消除したいので、児童福祉法施行規則第 3 6 条の 5 1 の規定により次のとおり申請します。

記

1 登録番号

2 登録を消除する日

年 月 日

3 消除の理由

様式第 37 号の 9（第 21 条の 4 関係）

登録一時保護委託者登録消除通知書

第 号  
年 月 日

様

さいたま市長

児童福祉法施行規則第 36 条の 51 の規定により、 年 月 日付けで、登録一時保護委託者としての登録を下記のとおり消除したので通知します。

記

|             |                                         |
|-------------|-----------------------------------------|
| 1 登録消除年月日   | 年 月 日                                   |
| 2 登録一時保護委託者 | 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） |
| 3 消除理由      |                                         |

## 附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。